

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

第1. 設問1について.

1. BC間の売買契約の法的性質.

2023年3月1日にBC間で締結された売買契約は、Aが所有する土地甲を目的物とするものであり、

10 1. 他人物売買(民法561条、以下法と称す)にあり、
1. 他人物を目的とする売買契約も債権的契約として有効に成立する。以下、CのBに対する請求の可否について検討する。

2. 解除について.

10 BC間の契約の目的物はA所有の甲土地であり、
しかるにCはAと新たに甲土地を目的物とする売買契約を締結することになった。Aは甲土地の所有者であり、Cは売買契約の成立時に当然に所有権移転の権利(民法561条)を有する。加えて
15 Cは所有権移転登記手続も済ませており、第3者に対して履行も完了した。(民法577条)

とすれば、BC間の売買契約の目的物である甲土地は、確定的にCの所有物となったといえる。売買契約の目的物がCの所有物となったとすれば、BのCに対する債権は、「債権の全部の履行が不能」となったといえる。

2. この点、民法542条1項1号は、「債権の全部の履行が不能」となった場合は、直ちに契約の解除を認めることを定めている。

25 本件は、同条の無催告解除に該当する場合であるといえ、解除を認めることができる。

以上より、Cは、BC間の売買契約を解除することと

2"さる。

3. 既に代金 2,000万円の返還請求について

(1) 前記の通り、CはBC間の売買契約を解除することができる。解除がなされた場合、契約の両当事者は、原状回復義務を負うこととなる(注545条1項本文) 本件でも解除BC間の売買契約が解除された結果、B及びCは互いに原状回復義務を負うこととなる。よって、BはCに対し、原状回復義務として、甲土地の売買代金の内金として受領した

2,000万円の返還をしなければならない。

(2) もっとも、Cは、Bとの売買契約に基づき、2023年4月3日から2026年4月20日までの間、甲土地を利用していた。とすれば、解除には甲土地の返還が考えられる。Cの甲土地利用は、~~違法~~法律上の原因を欠くこととなってしまう。よって、CはBに対し、2023年4月3日から2026年4月20日までの甲土地の利用について、不当利得(注703条)の返還義務を負う。

(3) 以上より、CはBに対し、代金2,000万円の返還を請求できると、同時に甲土地利用の不当利得の返還義務を負い、結局は(四)債権債務を相殺した残額についてのみ、返還の請求ができることとなる。

4. 損害賠償金1,500万円の支払請求について、

(1) 債務不履行に因る損害賠償が認められるのは

① 契約関係の存在 ② 債務不履行があったこと ③ 損害が発生したこと ④ 債務不履行と損害に因果関係が認められること、を充足する必要がある。本件ではBC間には売買契約が締結されており、これから債務不履行と認められること①②を充足する。次にBの債務不履行が認められたことより、CはAから

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民注			

評價(ABCD)

甲土地を贈与した甲は、500万円の増額した金額で
 当初の甲土地の代金より500万円の増額した金額で
 売主が認めらるる(③充足)として、Cの増額の売主と
 Bの債権者として(因事關件が認めらるる。この点、
 CはBに反対し、1,500万円の増額から売主と主張する
 甲土地の贈与に關し、増額した金額は500万円
 であるとして増額は500万円とす。

5-7. ①~④と類似、500万回の範囲で平均値を求め、
200万回と400万回は2倍の差。

(2) 乙、乙は、本件債務の履行不能に於ては、
 乙のAと売買契約と締結したことに於てある。
 このため、相手方の債務不履行が履行不能に
 陥る原因を自ら作出した者は、信義則（注12）
 上、債務不履行による損害賠償の請求ができない
 と考へる。

(3) 又、 C は B に対し、埋め込みの要求と矛盾を伴うことはない。

第2 設 P_0 2127117:

1. A の下に 直流の電流

20 BC間 は 甲土地の 他人物売 買契約 であり、
Aはこれを 盗取して いる。他人物 売 買契約が 締結され
場合、 売主は、その 権利を 取り得て 買主に 移転する
義務を負うが、これは、 所有者 本人の 盗取でも ない
考へる。よて、BC間の 他人物 売 買は、Aの 盗取に
よる 有効に 権利が 移転し、Cは 甲土地の 所有権を
25 取得する。

2. AのCに好む子 所有権移転登記年表と引換に1000万

3 ページ

裏面へ

甲を支払うことを求める請求について、

(1) まず、AC間には契約関係がなく、AはCに対し
1,000万円を支払うことを請求してきつないのが原則であり、
Cが契約代金の残額を支払うべき者は契約の
相手であるBであり、

(2) もともと、AはBに対して不当利得の返還請求権を
有するところ、かかる利得を理由として、同時履行の抗弁
(253条)、留置権(295条以下)を主張できなければ
ならない。

(3) まずAがBに対する不当利得を返還し得る点には、
いさぐちあるが、

この点、不当利得の返還請求は、原則として、債権者
を基準とせらるべきである。

よって、AがBに対する不当利得の返還請求権は
2,800万円である。

(4) では、かかる不当利得の返還請求権とB
に対する~~1,000万円~~売買代金の残額を理由に同時
履行の抗弁権を主張することはできるだろうか。

この点、同時履行の抗弁権は、互いに有する債権債務
を同時に履行せしめることで、両債権債務の履行と
右関係するものあり。よって、当事者間に債権債務
関係が必要とされる。

本件ではAC間には債権債務関係はなく、同時
履行の抗弁は認められない。

(5) 次に留置権の主張するには主張者Aに目的物の
占有が必要であるところ、Aにはない。よって
目的物と債権の牽連性もない。

よって、留置権の主張は認められない。

(3) 以上より、AのCに対する請求は認められない。

以上。

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

①：問われていることに答えるという意味では、この記載は余事記載になると思います。もちろん、具体的な反対債権が想定されており、相殺の抗弁が主張し得る場合には別ですが、本問で不当利得の返還が請求し得るかは、改めて検討してみてください。

②：履行不能がCのせいだ、というような記載をしてしまうと、解除の部分に翻って、Cに帰責事由があるのだから解除は認められないのではないか、という疑問が生じます。全体の一貫性を損ない得る記載ですので、記載の要否は十分に検討するようにしてください。

③：他人物売買の場面における追認の効力は、改めて復習してみてください。また、その際には、物権的な効力と債権的な効力に分けて、他人物売買の効力を整理するようにしてください。

※全体を通しての評価

終盤の記載を含め、今回の採点基準においては、得点に結びつかない記載が多かったなと思います。問われていることに素直に答えることを念頭に、本問の事実関係であれば当事者はどんな主張・反論をするか、という点を考えながら、争点・論点を採すようにしてみてください。